

多度津町農業委員会議事録

平成30年5月18日午前8時58分より午前9時28分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

- 事務局長 皆さん、おはようございます。
定刻となりましたので、ただいまより平成30年5月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
それでは、定例会の議案審議に先立ちまして、このたび新規採用により農業委員会事務局に配属されました西岡知美主事から自己紹介いたします。
- 事務局 おはようございます。
4月から採用になりました西岡知美と申します。至らぬ点は多々あると思うんですけども、これからどうぞよろしく願います。
- 事務局長 それでは、開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
会長 おはようございます。
新緑も深まり、いい季節になってまいりましたが、昨日あたり真夏日というような、ことしは高い気温で推移しております。何よりも麦が順調に生育され、収穫という時期になってまいりました。昨日あたりも土田副会長、しっかり昼から頑張ったそうで、今から本格的に収穫ということでございますが、日和が何よりだと思います。
そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。農政のほうもいろいろことしから水田関係、新しい取り組み、農政関係もあります。そういうところでございますが、21日に再生協議会ということで、また詳しい話があるかと思いますが、そういう状況でございます。
早速ではございますが、開会いたしたいと思えます。よろしく願います。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。
本日は、14名全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長に願います。
- 議長 まず、署名委員の選出のほうでございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。
署名委員は、13番の松浦委員さん、14番の中村委員さん、よろしく願います。

それから、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを農業委員の松浦委員さん、よろしくお願ひいたします。

13 番委員

皆さん、おはようございます。

きのうの小委員会の報告をさせていただきます。

出席者は、秋山会長初め土田、大島両副会長と、塚本委員と私、そして事務局のほうからは土井さんと吉田さんの計7名で、2号議案と3号議案の現地確認に参りましたが、これといった問題点は見当たりませんでした。そして、現場からこちらの会議室へ戻りまして、西岡さんも参加いただき、1号議案から6号議案まで審議をいたしました。小委員会といたしましてはこれといった問題点はございませんでしたが、何とぞ皆様方のご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局、お願ひいたします。

事務局

議案書の1ページから4ページをごらんください。

【議案第1号1番から9番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番から4番、6番から8番につきましては機構を通して貸借予定です。番号5番につきましては、13ページの議案第4号34番で●●●●さんから●●●●さんへ利用権で貸借予定です。また、番号9番につきましては、5ページの議案第2号2番で●●●●さんから●●●●さんへ農地法第3条にて所有権移転売買予定となります。

以上です。

議長

議案第1号、報告案件ということでございますが、よろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長

報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、お願ひいたします。

事務局

議案書の5ページをごらんください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしましては、番号1番については、譲り渡し人は高齢化に

よる経営縮小としており、譲り受け人は経営農地の拡大となります。この農地では、主に大豆、ミカンを栽培する予定となっております。

番号2番につきましては、こちらの申請農地2筆のうち1筆は議案第1号9番で賃借権の解約をご報告させていただきました。譲り渡し人は相手方の要望としており、譲り受け人は経営農地の拡大となります。この農地では、主にアスパラガスを栽培する予定となっております。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

(なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第2号は承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 特段ご意見ないようでございますので、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

お願いいたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ここで議案書の訂正をお願いしたいと思います。

真ん中に、変更前の概要といたしまして着工年月日が平成23年5月9日から完了が平成28年4月30日になっていますが、これは平成30年の間違いです。申しわけありません。変更前の概要は、完了が平成30年です。議案書の訂正をよろしく願います。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

補足説明ですが、全6区画のうち5区画は工事完了済みですが、1区画はまだ売買が完了していないので、工事完了時期を2年間延長するものです。

こちらからは以上です。

議長 事業計画変更ということでございますが、皆さんのほうからご質問等

ございましたらお願いいたします。

12 番委員

これ、延長は何回もいけるん。

事務局

はい、何回もいけます。

12 番委員

何回もいけるん。

事務局

家が建つまで2年間延長をずっと続けていくものです。

議長

最近できた●●●●の前か。

13 番委員

駐車場になつとるな。

議長

あれみたいな感じやな。あれもずっと続きよつたな。

13 番委員

だけど、もう解決ついとる。

議長

あれは済んだけど。

13 番委員

あれも長かったな。

事務局

はい。

12 番委員

こういう場合、これ、延長、延長を繰り返してって、ほかでいうたら申請できないん。ここで延長しよるわ、こっちではまた新たに開発というのは。

議長

新規の事業ね。

事務局

ほかで申請するに当たって、多度津町で申請をしてなかったら、例えば丸亀とか高松で申請が出せない、許可がおりなくなってきましたので、それは県のほうが集約してますので、多度津町で工期延長してないでしょと指摘がうちのほうに入りますので、うちのほうは●●●●のほうに2年間延長するように言うたり、●●●●のほうから工期延期の申し出があったりと、基本、香川県のほうが取りまとめてますので、家が建つまでは2年間ずっと延長の繰り返しになります。

推2 番委員

それを出しとったら町内でもできるわけ。町内は無理…。

6 番委員

いや、ほかの申請ができるかという意味やろ。

事務局

ほかの申請はできます。うちに工期延期をしていけば。

推2 番委員

それさえ済んどったら。

事務局

恐らく●●●●も。

推2 番委員

ようけしとるわな。

事務局

丸亀のほうの会社なんで、中讃、西讃地区ではたくさんやられとると思うんですが、そこでやるに当たって、多度津町のほうで申請をしてなかったらそちらでできないというふうになっております。

推1 番委員

期間というのは、さっき言うたように5年とか、本人が、工事する人が何年か自分で希望できるわけ。最大何ぼとかというのがあるん。

事務局

これ分譲なんですが、初めは申請したときは、新規は3年なんです。その後は2年ごとの更新になっております。

- 議長 よろしいですか。
ということでございます。ほかにございませんか。
(なし の声あり)
- 議長 ないようでございましたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし の声あり)
- 議長 異議なしということで、議案第3号を承認といたします。
続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
お願いいたします。
- 事務局 議案書の7ページから20ページの両面印刷をごらんください。
多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。
全部で61件、9万2,404.85平米の申請があり、使用貸借権が60件、9万825.85平米、賃借権が1件、1,579平米での設定になります。
内訳としては、更新が21件、3万531.63平米、新規が40件、6万1,873.22平米になります。
以上、61件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。
補足といたしまして、議案書15ページ42番から19ページ61番については、次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。
以上です。
- 議長 議案第4号、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。
(なし の声あり)
- 議長 特段これという指摘するようなどこはないかと思いますが、承認ということでよろしいでしょうか。
(異議なし の声あり)
- 議長 特段ないようでございますので、議案第4号を承認といたします。
続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。よろしくお願ひします。
農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。
(●●委員退席)
- 事務局 議案書の21ページから25ページの両面印刷をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっております。農業委員会の承認を得ますと、5月22日より公告縦覧となります。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。期間といたしましては、18番、22番、23番、36番は平成30年6月29日から平成36年5月31日までの5年11カ月、それ以外は平成30年6月29日から平成40年5月31日までの9年11カ月間までの貸し付けとなります。なお、合計といたしまして、61筆で3万8,224平米となっております。

以上です。

- 議長 事務局より説明がございましたが、いかがでしょうか。
どうぞ。
- 職務代理人(2番) 40番、地目畑、利用内容水稻、これは構んですか。
議長 畑で水稻、これはつくれんことはないとは、これは個人的なあれやけど。
- 4番委員 ほなけど、水利権がなかったら水がとれんやろ。
議長 それは地域の問題で、別に問題ないと思う。地域さえうんと言えば。
4番委員 ほなけど、それは法律的に……。
議長 いや、法律的にもないよ。
4番委員 水道の水を入れるんなら構んけど、池の水は使えんとなつとんやけどな。それは知らん、私の判断では。
議長 それは限らんと思う。それは地域、地域で違う。法的にそれは池の水……。
- 4番委員 池と違う、そりゃあ、まんのうとか香川用水は知らんけど、池の場合は一応放棄したらいかんようになつとんや。地目……。
議長 ほか、誰か詳しい、勉強会みたいなもんじゃけど。大西君、ないか。わからんか。
- 推3番委員 ごめん、今、ほかのこと話してた。
議長 わからんようじゃなかったら、西岡さんね、ちょっと勉強してもろうて、いろんな関連したんを勉強してもろうて、来月、勉強になってええと思う。わしも要は個人的なあれだけで。来月言うて。
そういうことで、来月、事務局に……。
- 職務代理人(2番) 畑やったら。露地野菜とかいうふうなことでしたら。議長 そう、そう、それは一般的や。
職務代理人(3番) ほかのもあろうけどな。
職務代理人(2番) あるやろ。畑で水稻つくるやろ。

職務代理者(3番) ほかにもあるけど、水田やら、麦や何かが入っとる。

議長 そしたら、そういう疑問点を……。

職務代理者(2番) 畑で水稲して構んのかっていうふうなときにそれを調べとってください。

議長 そこらをはっきり勉強して。吉田君も聞いてよ。西岡さん、専門やろうけど、よろしく願います。

事務局 恐らくこのことなんですけども、登記簿上は畑で、現況は田として使用しとんでないかと思います。●●●●が機構を通じて●●に貸し付けると。ただ、登記簿上は畑というだけで。

議長 そんなあるんや、変えてないのが。変えろうと思ったら変えられるんや、これ。

事務局 現況は●●さんが……。

議長 土地の水利組合の関係もあるけど。今いうように、登記簿とその関係という、それを詳しく、含めて、ほなけん2人で、来月いろいろ関連する法を報告できるようにお願いいたします。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

(●●委員着席)

議長 ●●さんが帰られたので、次に進めさせていただきます。

議案第6号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、●●●●●●●●●●より、6月1日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため、農業経営改善計画が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしく願います。

主な変更点といたしまして、5年に1回の更新、また面積は少しずつふえております。

こちらからは以上です。

議長 皆さんのほうから何かご質問等ございましたら願います。

(なし の声あり)

議長 なしということで、議案第6号については、異議の無い旨回答するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ご異議が無いようでありますので、議案6号は異議の無い旨回答することを決定いたしました。

議案は以上ということでございます。

続きまして、報告としてその他を事務局よりお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局のほうから1点ほど。先月の定例会でご質問のありました露天駐車場の取り扱いについてご報告いたします。

事務局 先月質問がありました、有料駐車場と貸し駐車場の違いですが、農地転用につきましては、2種農地及び3種農地でもともに問題はありませぬ。また、農地転用の申請に当たり、駐車場を利用する人の利用申込書の添付が義務づけられております。

例えば、駐車場の申請地の計画が10台であれば、過半の6台の利用申込書の添付が必要になります。有料駐車場につきましては、主にコインパーキングや月極駐車場に該当いたします。

転用条件といたしましては、計画台数などを記入した設置計画書を添付すること、また転用事業者と、料金自動徴収装置、お金を入れることによってバーが下がって車が出られるような形になっておりますが、そういう装置が、管理するところが不動産管理会社となりまして、そこでの契約書を添付することになっております。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長 私は、ポイントは、有料の場合は条件があるんじゃないかということら辺が出てないんだけど。3種で公共施設から何メートルとか、駅から何メートルとか。

事務局 例えば、よくあるのが駅から近いとか、公共施設とか、街なかに近いところであれば特段問題はないそうです。ただ、現実的なお話として、ちょっと遠いところ、2種農地でも山手のほうとかやったらあんまりそういうのが考えにくいので、事例は余りありません、県下でも。

議長 ほかの分でできるけん、無理に有料にせんでも。

事務局 はい。

議長 有料は、ほなけど、有料で別にうたわれとるんと違う。

事務局 そこまで制限はないそうです。ただ、転用するに当たり、何も契約書がないのに農地転用というのはさすがに県のほうも認められないので、先ほど私が例を言うたんですが、10台を計画しとるのであれば6台以上とか、Aさん、Bさんとかの申込書、契約書等があれば適切に計画がなされているのかなというふうに判断しとるそうです。

議長 現実はどうじゃろう。

事務局 はい。

以上です。

事務局長 それでは、引き続き来月の予定につきましてご報告いたします。

6月の小委員会は、19日火曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は14番中村委員、推進委員、3番の大西委員をお願いいたします。

定例会は、翌20日水曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、4番の山崎委員、5番の斯波委員、6番の塩入委員のうちの2名の方をお願いをしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 予定していた議事日程といたしましては以上でございますが、全体を通しまして、皆さんのほうから何かございましたら。何か、何でも、別にありませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会いたします。どうも長時間ありがとうございました。